

第1回香南市農業委員会議事録（令和2年1月）

1. 開催日時 令和2年2月4日（火） 午後1時30分から午後4時46分
2. 開催場所 香我美市民館2階 研修室
3. 出席委員（35人）
 - 農業委員（18人）
1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）
 - 農地利用最適化推進委員（17人）
1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久武光頭、13番河崎勝實、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享
4. 欠席委員
12番久武恵一
5. 議事日程
 - (1) 開 会（会長）
 - (2) 議事録署名委員の指名 6番百田順一 7番岡村 彰
 - (3) 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 非農地証明について
 - 議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について
 - 議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約について
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
 - 議案第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - その他の件 ①農地あっせん申し出について
②農業委員会研修について
6. 委員以外の出席者 農業委員会事務局長 中邑 彰彦
農業委員会事務局主事 刈谷 弘法
7. 会議の概要

議長 　ただ今から第1回香南市農業委員会を開催致します。今日は立春、梅の便りも賑やかに聞かれるようになってきました。暖冬の予報どおり、暖かい日が続いています。この暖かさが農作物の栽培に影響を与えはしないかと心配しております。最初に本日の出席委員の報告を願います。

（ 開会 13時30分 ）

事務局 　本日の出席委員は18名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。
なお、本日欠席の連絡がありましたのは12番農業委員です。

議長 　次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。6番百田委員、7番岡村委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願います。
本日は現地案件がございますので、早速バスの方に移動していただきたいと思
います。

（現地 13時32分～15時02分）

（休憩 15時02分～15時07分）

議長 　休憩前に引き続き会議を開きます。
現地お疲れさまでした。さっそく議事に入りたいと思います。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

（再開 15時07分）

議長 　議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは事務局より説明を願います。

事務局 　農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号1番の説明を致
します。

申請地は野市町中ノ村字石渕599番。地目は畑、面積253㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号1番につ
きまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号
には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば17番農業委員さんお願います。

17番 　譲受人は、この農地の近所に住んでおり、十分管理もできると思いますので問
題ありません。

事務局 　続きまして、受付番号2番の説明を致します。

申請地は野市町父養寺字上本田683番2。地目は田、面積は4,546㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号2番につ

きまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば16番農業委員さんお願いします。

16番 特に問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号3番の説明を致します。

申請地は夜須町坪井字ワクカ内1448番。地目は畑、面積は297㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号3番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば3番農業委員さんお願いします。

3番 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号4番の説明を致します。

申請地は吉川町吉原字勿原2111番1。地目は田、面積は124㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号4番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば11番農業委員さんお願いします。

11番 事務局の説明どおり問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号5番の説明を致します。

申請地は香我美町徳王子字玉葛2494番3。地目は畑、面積は217㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号5番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号6番の説明を致します。

これは、さきほどの受付番号5番と同じ譲受人の案件です。申請地は香我美町徳王子字玉葛2492番4。地目は畑、面積は120㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号6番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 少ない面積ですが、放棄地状態で、それが解消されるので問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

- 議長 ないようでしたら採決に入ります。
 3条6件、許可に賛成の方は挙手願います。
- 議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題と
 いたします。
 事務局より説明を願います。
- 事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号1番の説明を致しま
 す。
 申請地は、吉川町古川字太郎三郎892番外2筆、地目は田、面積は3,619
 m²です。
 位置図及び配置図は1ページから4ページ、現況写真は1ページから3ページ
 をご覧ください。
 申請地は、よしかわ駅から南南西約400mに位置し、工事用残土処理場、資
 材置場、車両置場とするものです。譲受人は香南市内で土木工事・設備工事等
 を行う業者の役員であり、転用後は自身の会社が無償で使用貸借する予定で
 す。
 周囲の状況は、北は香南市認定農道を挟んで同意のある田、西は赤線・青線
 を挟んで同意のある田、東は同意のない田および香南市認定農道を挟んで同
 意のない田、南は赤線を挟んで宅地と県道を挟んで雑種地、および赤線を挟
 んで同意のない田ですが、これらの同意のない田に関しては、いずれも理由
 書および被害防除計画書が提出されております。
 農地の区分としては、「よしかわ駅から概ね500m以内にある農地」で、第
 2種農地に該当すると判断します。
 造成につきましては、位置図3ページのように20cmから71cm盛土し、全
 体に碎石を敷き周囲を土羽で囲います。なお、現況写真1ページ上段の航空
 写真のように、申請地の中を、オレンジ色の破線で示したように一部赤線
 が通っていますが、この赤線は舗装せず、周囲の高さと合わせて盛土をし
 整備する計画です。
 排水につきましては雨水のみで、位置図4ページの排水計画図のとおり、
 申請地内に雨水浸透枿を8つ設置し、溢れる分は西側の青線および南側の
 県道側溝へ排水する計画です。
 排水に関しては地元の同意と県道管理者である高知県中央東土木事務所
 の同意を得ており、開発に伴う赤線の整備および進入口設置に伴う認定農
 道の工事と床版橋設置工事についても、それぞれ香南市建設課と香南市農
 林課から許可を得ております。
 また、香南市土地環境保全条例についても、本年1月15日付けで開発協
 定の締結済みです。
 補足説明があれば11番農業委員さん願います。
- 11番 問題ないと思います。
- 議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
- 12番 申請地西側を借りて作っていますが、申請地の南が低いところで、水が出ると

推進委員 溜まりこんで、計画では西側へ排水することになっていますが水路が狭いこと、道路を横断している土管も見ていただいたとおり水が多く来ると周りの田へあふれてくる状態になっている。70cm近く埋め上げる計画になっていますが、水が余計に水路に落ちてしまうのではないかと。水路が狭いので心配しているところです。それと県道を横断している土管ですが、しょっちゅう詰まって、直しては入るにも大変な状態です。今までは管理していたが放棄地になったところから木やばらが垂れて、そこに流れてきたゴミ等がつまって流れなくなったりする。難しいところですが、地主も同意しているので何とも言えませんが、作っているものとしては水の管理、共同で掃除とかやってもらいたい。入りにくいし、実際にやる時、頻繁に上からの水を調整しながらやっている。そうしないと田に水が入ってくる状態です。北側の市道の西東と水路がありますが、そこから西へ取っている、それを調整して水を取っている。西側に道があるが、そこも同じ水路から県道を渡って抜けるようになっているが土管が高いので、西からの水が東へ来る。北からは何とか措置ができるが、西からくる水に対しては措置ができない状態である。水の調整が難しい、出口がないので溜まる。条件として水路の下の点検と大水の時には互いに管理をするという条件をつけられないか。状況を一度業者にも見てもらいたい。水が出て詰まった時に水があふれるので、年に何回か来て掃除を手伝ってもらいたい。それを条件につけてもらえないか。

事務局 これを条件に許可判断するのは難しいと思います。
それについて申請者側にお伝えする事はできますが、それを確約するという事は難しい。

12番 状況を相手に見てもらいたい。こんな状態であるので、相手にも納得してもらいたい。田を戻すしかなくなる。

18番 先程、事務局の言った被害防除計画の内容を説明してください。

事務局 現況写真の1ページ目の同意のない田3筆を見ていただいて、主に東側の農地について位置図の2ページの土地利用計画図と合わせて見ていただくと、申請地の北半分の西側が採石、資材置き場となっています。東側が車輛の進入に使うという事で土を積んでも東側の農地には日影等の影響が少ないということでの被害防除計画になっています。被害防除計画は同意のない田に対しての計画です。耕作放棄地になっていますが、ただ、この計画は耕作を始めたとしても影響はありませんという内容になっています。物を置くところも離れていて、排水の方向も向いていないという事になっています。

18番 日影になる事と、採石等が落ちて来ない事であって、浸水に対してはないということ。

事務局 そうです。

18番 20～70cmの盛土になりますが、土地利用計画にあるブロックとか採石を置いたりすると、この土地の高さは70cmどころではない。浸水に対して農地が心配であるということであつたら、農業委員会としては何かできる事はすべき

なのが転用申請に対する審査ではないだろうか。委員会の総意として浸水防止に協力すべきでは。ヒューム管の位置を見ると大変だろうという感覚を受けました。委員会として転用やむなしとしても何か努力すべきではないかと思いました。

議長 18番委員からお話がありました。面積が3,600㎡程ありますので、県の常設審議委員会でも審査します。現地調査も入ってきます。当然、今言った排水の事も出てくると思います。そういう条件をつけられますか。

事務局 排水についてですが、ここでの審査のあと、常設審議委員会を通ったあと、県に市農業委員会の意見書をつけて県に送付します。市農業委員会の意見として、掃除等管理に協力すること等の内容で意見書を提出することは可能です。

18番 私はいいと思います。

8番 今までも同意のない田があって、なんとか同意をもらうように話してきたが、それに関しては、どういう方向なのか。

事務局 同意のない農地に対して何をもって許可の要件になるかという事ですか。

8番 先程の話になると思いますが。

事務局 先ほど言った被害防除計画が提出されているという事で提出書類として必要なものを満たしているという事になります。

8番 水の量としては、そんなに変わらないとは思うが、下へ流れるなら周囲の水路へ上がる被害はないと思うが。

17番 被害防除計画が出されているという事ですが、その東側の農地に排水路がない。申請地を嵩上げた場合、敷地に排水路があるのか。隣地の排水はどこに行くのかという周囲に対する防除計画というのは同意のない土地への配慮も必要なのは。

議長 被害防除計画は出ております。県の方でもでてこようかと思えます。今ここで一番議論になっているのは排水の問題であるかと思えますが。それを意見書の中へ書くことはできますか。

事務局 市農業委員会としての意見書としての欄がありますので、その記載することはできます。

11番 昔から、ここは排水がなく田移しで排水してた。東側の農地は用水と排水が一緒になっていて昔からなので下には排水はない。12番推進委員さんが借りている農地も南側の家の西に土管が通っていたが農機具の出入りの所にあって、つぶれて排水ができなくなり。県が今の位置につけなおした経緯がある。

1番 被害防除計画について、今までの事例で言いますと、営農に対する計画ですの

で日照の問題で収量が減る可能性があるとかで出してきた事はあるが、水の事での計画は今までないと思います。

6番 推進委員 いろいろ話が出てきていますが、浸透柵がいくつかあるが、水が流れるような排水がないという話であるが、これは影響はないか。

事務局 浸透柵については以前にも話が出たと思いますが、市の土地環境保全条例で、設置基準というものがあまして、流量計算上加味されるものではなく、地下水涵養もありますが、少しでも外に出る分を中で処理するような事です。これも永久的な施設ではないので流量計算する時には、これは外して計算している。効果はあると思うが、それでどれくらい減るかは計算できないと思います。

6番 推進委員 構造自体の事ではなく、設置するになっていて採石にはなっていますが、流れ出る訳ではないと思いますが、浸透柵を設置することになってますので、その辺について申請者から意見として出るのではないかと思います。

17番 地元の委員さんから排水はないけど用水という話がありましたが、実際嵩上げした場合に、その土地から低いところへ流れる。境に排水は作ってないですね。

事務局 排水路はないです。

17番 そしたら現状、その中でどっちに流れるかわからないが、東へも自然に流れていく状況になりはしないかと。将来農地として回復した場合に流れてくるのが想定されるので、自分の土地で処理をして人の土地に入らないようにすべきではないかと思えます。

4番 推進委員 今の話ですが、位置図の4ページ、排水の流れの矢印だと思うが、北はFH3. 14南の方にFH2. 84で下がっており上から段々下がって50cm程度勾配がついている。排水の方向をみたら、西の方へ行っている、そういう計画になっている。

事務局 補足させていただきます。P4の色分けが排水の流域です。東部分が勾配がついて最終南側の県道側溝に流れる。西部分が西側の水路に流れる計画です。
先程話たように浸透柵の設置もしてますし、流量計算には含んでないですが、排水で今の水路が持つかの計算は確認したうえで開発の方は協定済みとなっています。

議長 説明がありましたが、それでよろしいですか。

17番 隣地に迷惑がかからないなら問題ないと思います。

議長 他に質問はございませんか。

(休憩 15時42分～15時52分)

議長 再開します。会の途中退席される場合は議長の許可を得てからお願いします。
会議が進行できなくなります。
裁決の段階まで来ておりましたので、先程審議した、意見書をつけて提出するという事で、同意にご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 事務局は常設審議委員会もありますので、その件の説明もお願いします。
それでは裁決にはいります。5条1件許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意し先程審議した意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号非農地証明、まず継続審査の案件27番、1件についてについてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 前回の平成31年第12回農業委員会で継続審査になっておりました、平成31年 受付番号27番につきまして、前回と同様ですが、再度説明を致します。
申請地は、野市町西野字チノ丸747番、地目は田、面積は618㎡です。
位置図は5ページ、現況写真は4ページをご覧ください。
申請地は、昭和60年に農業を営んでいた申請者の父親が病気のため耕作できなくなって放置していたため雑木林となり現在に至っております。
なお、補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 前回現場を見たのが私だけで、皆さんに見てもらって審議することになったのは良かったと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。非農地証明について何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
非農地証明1件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

18番 私は挙手していません。現地を見てこれは別の転用申請で扱うべき案件ではないかという皆さんの意見かなと思って、補足意見として、そこまでふれなかったのですが、そのまま山林化することではなしに宅地、農地への影響を考えると非農地証明を出して、そのまま現状を認めるよりは何か動きがあるのを待つべきではないかというのが、今日も現状を見た結果です。

7番 非農地証明という事を出ているですよね。意見としては非農地で、そのまま宅地の中へおくのかということもわかりますけど、隣近所から文句が出るとかあるようなら、また地元の委員さんが申請者に土地利用を考えてもらうよう言わない

と、非農地申請が出ているものを転用申請として出し直さすことはできないのでは。

18番 1年半程前に西野で今コインランドリーになっている所、夜須の国道ぶちの2件が現状のまま非農地を認めるのではなく他に利用目的があるのであれば転用申請で審議すべきでしょうという事で保留した経緯があります。そういう事があったので行政書士が現地に来た時、農業委員会では中々通らないでしょうと、何か利用目的があれば転用申請で地主と話をしてみてください。このままで難しいですよ、というのが前回の会でした。その時に現地を見てみないとわからないということで、今日の現地調査になったわけで、その結果保留になるかと思っていたが、採決になったので、私は保留という意見で挙手しませんでした。

議長 今お話がありました。この件は、継続審査という事にしておりました。ここで再度説明して質疑を受けて審査しております。
他に何かございますか。

8番 野市は宅地が増えて、そういった流れになってきてまして、非農地ではというところがありました。考えていかななくてはいけないと思います。

7番 地権者に自分の土地を今後どうするのか、それを聞かないと差し戻すとか、非農地の許可だせないとかいう問題ではないと思う。地元の委員さんに本人の意向を聞いて、こういう意見もでたということも言って、それから出す出さないをしてもらわないと、売るつもりもない、何をやるつもりでもないなら、そのままになるのでは。

14番 18番委員のご意見のとおりだと思います。これをそのまま非農地にしたら、目的もなしに、ずっとあのままになる可能性があると思います。そうすると近隣から苦情等も来ると思うし、農業委員会で転用等何かをというのも問題になると思いますし、地区の委員さんが言って今後何かにする計画はあるかくらいで聞いて、ちゃんとしていかないと、ずっとあの状態になると思います。先程少しでていましたが墓地という話も当然無理だと思いますし、やはり地権者と話をして計画性を出していかないと、中々難しい問題ではないかと思います。

議長 そういうことで、継続審査にしたわけで、それは前の段階で地元の委員さんにも行ってやってもらわないと、ここへあげてくる前に。

17番 先程、採決したでしょう。決まったので、現状はこうなったら地権者に非農地の中でどうするかは、山林にするのか等、地権者の判断になる。墓地にしたかったら申請出して周囲が反対したら当然できないし、現状では何十年も山林状態であると、あとは地権者の判断に任せるしかない。

希望としては、周辺に迷惑がかからないような状態にしてほしいというのが我々の希望だと思いますが、採決した中で今更基に戻せというのも、おかしいことではないかと思います。有効に周囲に迷惑がかからないような利用をしてもらいたいと考えるしかないのでは。

15番 20年以上農地としては使えないものに対して非農地として扱うのが要件の一つと認識していたが。

議長 木を見たら20年以上経っている、この問題は周りの家の中で、そういう状態であるということ。

15番 あの状態で農地と判断するということですか。

議長 農業委員会としても基準というものを作っています。

(休憩16時10分～16時15分)

議長 再開します。
裁決はしましたので、最後の部分を言います。
賛成多数により許可に同意ということに決定いたします。

議長 引き続き、非農地証明について3件を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 令和2年の受付番号1番の説明を致します。
申請地は、野市町東佐古字久保1324番1、地目は田、面積は1,165㎡です。
位置図は6ページ、現況写真は5ページをご覧ください。
申請地は、生コンの販売をするにあたり砂利置場として必要であったことから、昭和58年から現在までの約36年間、砂利置場として使用し現在に至っております。
補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 先程見ていただいたとおりで、問題ないと思います。

事務局 続きまして受付番号2番の説明を致します。
申請地は、野市町中山田字西谷丸333番2、地目は田、面積は161㎡です。
位置図は7ページ、現況写真は6ページ、7ページをご覧ください。
申請地は、昭和40年頃から居宅、物置、浴室を建築し、隣接地333番1とともに全体を宅地として利用し現在に至っております。なお、本件は平成31年の第9回農業委員会 非農地証明案件で一度はかった土地の一部ですが、その際は、「現況写真6ページ上段の地図で333番3と記載された西側の畑」と一体の一筆であった理由で、否決されております。その後、畑の部分と住宅部分を分筆し、今回改めて住宅部分だけを非農地証明で申請してきたものです。
補足説明があれば1番農業委員さんお願いします。

1番 事務局が説明したとおりで、住宅部分を分筆いたしまして、畑の部分は委員会ですすすめました空き家バンクへ登録するような形で、出てきたもので問題ないと思います。

事務局

続きまして受付番号3番の説明を致します。

申請地は、野市町西佐古字山端557番2、地目 田、面積26㎡、および568番、地目 畑、面積991㎡、および570番1、地目 畑、面積1,375㎡です。

位置図は8ページ、現況写真は9ページから11ページをご覧ください。

申請地は、平成23年4月4日、相続により申請者が取得しましたが、それ以前の昭和年月日不詳より557番2については隣接する宅地と一体利用するために石垣が築かれ、それ以外の筆については山林化しており現在の状態が少なくとも数十年以上続いております。

補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番

ここも先程現地を見ていただいたと思いますが、以前は森のようになっていました。面積が広いこともあり皆さんで審議してもらいたいと思います。

議長

事務局の説明が終わりました。非農地証明について何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようでしたら採決に入ります。
非農地証明3件、許可に同意される方は挙手願います。

議長

全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長

続きまして、議案第4号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定についてを議題といたします。についてについてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局

農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について説明いたします。議案書8ページと現況写真8ページ、位置図については7ページ先程説明しました非農地2の隣接した西側となります。本議案につきましては、以前から導入されておりました農地付き空き家バンクの登録が、今回初めて申請がありました。

まず制度と流れを説明しておきます。

この制度は空き家バンクに登録した所有者が持っている農地を一緒に所有権移転をする時に限り下限面積を1アールで可能とするものです。流れとしましては、農地付きで空き家バンクに登録し、その後、地番指定申請が出てきます。それについて農業委員会で審議します。議案書9ページの表にもあります通り、表(1)は従来の別段面積です。表(2)が今回指定する空き家に付随した農地を区域として地番指定し別段面積とすることになります。その後、3条申請で所有権移転の手続きとなります。

今後、この案件が出てくれば、この表に地番指定した土地を追加していき3条での売買等手続きが成立すれば、本会で諮り、指定を解除していくということになります。

本案件につきまして、申請地は非農地証明の2の土地を分筆した農地部分とな

ります。申請者は空き家バンクには登録済みで、3月に県外へ転出されるということで、現地は草刈り等で現在管理はされていますが作物は作っていません。転出後は所有者以外に管理するものもおらず、遊休農地化することが明らかな土地でありますので指定に関しては問題ないと考えます。（取り扱い基準 第4条(1)）また、この物件に関しましては、次の所有者も決まっているようで間に業者が入って進めております。補足説明があれば1番農業委員さんお願いします。

1番 事務局が全部説明してくれたので。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたらお諮りします。
農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について、提案のとおり決定することに、ご異議ない方は挙手願います。。

議長 全員挙手により、提案どおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 受付番号1番の説明を致します。
申請地は野市町西野字チノ丸778番1、地目は田、面積1,457㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合で他の方に貸すとのことです。

受付番号2番、3番の説明を致します。
これは、中間管理事業における合意解約で、申請地は野市町西野字ルノ丸1703番1。地目は田、面積1,752㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は転賃人の経営縮小のための解約とのことです。後の借り手は決まっていないとのことです。

受付番号4番の説明を致します。
申請地は野市町中ノ村字昭和田1808番2、地目は田、面積925㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で、次は決まっているとのことです。

受付番号5番の説明を致します。
申請地は野市町本村字笠松862番1外3筆、地目は田、面積1,481.29㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。年齢は空白となっていますが、解約理由は土地所有者が死亡したため、契約をやり直すための解約とのことです。

受付番号6番の説明を致します。
申請地は野市町母代寺字ヨコテ157番3、地目は田、面積1,595㎡。賃貸

人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で次の耕作者も決まっているとのことです。

受付番号7番の説明を致します。

申請地は野市町西野字カノ丸2460番1外1筆、地目は田、面積2,301㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は別の耕作者に貸すためとのことです。

受付番号8番の説明を致します。

申請地は野市町西野字チノ丸753番1、地目は田、面積2,119㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で、あとは決まっていないとのことです。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第18条による合意解約について8件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりにして承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員、確認していただいたでしょうか。
それでは、おはかりいたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定21件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について4件ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりにして、その他の件について①農地のあっせん申し出について貸し付け1件、売り渡し1件事務局より説明願います。

事務局 農地のあっせん申し出について、貸し付け1件、売り渡し1件出てきております。なにか情報がありましたら事務局の方までお願いします。

議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 続きまして、②農業委員会研修会について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 皆様のお手元に研修会の案内を配っております。
2月27日 午後1時30分から、この下の大ホールでやります。内容としては、これから農業委員会が関わっていきます、人・農地プランの集落座談会の進め方についてをワークショップ形式でグループを作って実際に会を進めていくという研修を予定しています。ですので実際に10～20人位班に入ってやってもらうこととなります。それ以外の方は周りで見ただくという形となります。農業会議の案内もありますが、3市合同研修も兼ねています。できるだけ多くの方に参加していただきたいと思います。欠席の方は連絡をください。
- 議長 この件について発言のある方はお願いします。
- 7番 どういう形式でやるのですか。
- 事務局 集落座談会の時に農業員会にもコーディネータ役等を担ってほしいということもあるので、進め方や意見の引き出し方などを実演しながら研修していくという内容になります。
- 7番 前に会があったが話にならなかった。そこでアンケートを取って集計してから集落の人に集まっていたいただいて、人・農地プランの説明をして農業委員会にも色んな面で協力していただきたい言っていたが、会でも農業委員会が先にたつてやらなければいけないのか。
- 事務局 農地中間管理事業の推進に関する法律の改正があって、その中にも情報提供であるとか、協議の場へ出向く等協力をすることが明記されています。
最初の会で意見がでなかったというのは、少し手順が違っていて、先に会をしたので、流れとしてはアンケートを取り集計集約してから座談会をして地図化していくということになります。先に会をしたので説明会のようになり、意見もあまり出ず、人も来ていなかったことがあります。
- 12番 推進委員 農業委員、推進委員にまず勉強してもらおうという研修会ですね。
- 事務局 そうです。14日までに欠席の場合連絡をお願いします。
- 15番 農林課は来ますか。
- 事務局 農林課へも声はかけます。あとJA等にも、あまり来ないかもしれませんが、声かけします。
- 15番 前に座談会した時に私たちは座談会すると意気込んでたが、農林課とギャップがあった。勉強会をして、次座談会をした時にまたやり方が違ってはいけない。
- 事務局 必ず出席するよう伝えます。

11番 農林課が主体でやるのではないのか。

事務局 そこについて、市町村によって違いますが、農業委員会がやっているところもありますし、香南市の場合は農林課になっていますが、農業委員会もこれについては、深く関わってくださいというのが基本ですので、事務局としても、この講師の方も言っていましたが、これはこの課がやっているのという考えではないでほしい、農林課も農業委員会も一緒にやって今後の農地利用を考えていきましょうという事です。

手順の中で、違っていたことがあり、今アンケートを取っていて、それを集計してから集落へ入っていく流れでやりますので、それについて農業委員会としても情報提供やコーディネーター役を担うにあたって、講師の方も実際経験されていますので進め方等について研修するものです。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが何か他にございませんか。

議長 ないようでしたら、以上で第1回の香南市農業委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

なお、次回の農業委員会は、3月3日(火)午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしくお願いいたします。

(閉会 16時46分)

議事録署名人

議事録署名人

会 長